

平成28年第7回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成28年7月26日

開会

- 日程第1 平成28年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 承認第4号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決
処分について
- 日程第4 議案第37号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について
- 日程第5 議案第38号 瑞穂市就学指導委員の委嘱について
- 日程第6 議案第39号 平成29年度使用小学校及び中学校用教科用図書
の岐阜地区採択について
- 日程第7 教育長報告
- 日程第8 事務局報告 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成28年 月 日 () 午後 時 分から

閉会

承認第4号

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

記

氏 名 問山 光

所 属 課 幼児支援課

異 動 日 平成28年7月25日

事 由 教育総務課給食センター事務兼務を命じるため。

平成28年7月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定によるもの。

議案第 37 号

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 7 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 氏 名 川 峯 智 美
所 属 課 学校教育課（任期付職員）
任 期 平成 28 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
事 由 学校教育課ほづみ幼稚園勤務を命ずるため。
- 2 氏 名 森 本 く ら ら
所 属 課 幼児支援課（任期付職員）
任 期 平成 28 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
事 由 幼児支援課本田第 2 保育所勤務を命ずるため。

平成 28 年 7 月 26 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定によるもの。

議案第 38 号

瑞穂市就学指導委員の委嘱について

瑞穂市就学指導委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 7 月 26 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市就学指導委員を委嘱するもの。

瑞穂市就学指導委員名簿

	氏名	住所	任期	備考(該当条項)
1	なかしま子どもクリニック院長 中島 俊彦	なかしま子どもクリニック	H28.8.1～H29.7.31	学校医
2	西小学校長 大野 雅義	西小学校	H28.8.1～H29.7.31	小中学校長
3	巢南中学校長 伊藤 清美	巢南中学校	H28.8.1～H29.7.31	小中学校長
4	岐阜大学教育学部教授 村瀬 忍	岐阜大学教育学部	H28.8.1～H29.7.31	識見を有する者
5	もとす広域連合幼児療育センター施設長補佐 武内 由美	もとす広域連合幼児療育センター	H28.8.1～H29.7.31	識見を有する者
6	岐阜本巣特別支援学校 澤田 秀俊	岐阜本巣特別支援学校	H28.8.1～H29.7.31	障害児教育担当者
7	本田小学校 小森 祐二	本田小学校	H28.8.1～H29.7.31	障害児教育担当者
8	南小学校 大野 清貴	南小学校	H28.8.1～H29.7.31	障害児教育担当者

議案第 39 号

平成 29 年度使用小学校及び中学校用教科用図書_の岐阜地区採択について

「平成 29 年度使用小学校（特別支援学校の小学部を含む）用教科用図書岐阜地区採択案」及び「平成 29 年度使用中学校（特別支援学校の中学部を含む）用教科用図書岐阜地区採択案」の議決を求める。

平成 28 年 7 月 26 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 13 条に基づいて岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択するものであるため。

平成29年度使用小学校用教科用図書 岐阜地区採択案

■小学校

教科	種目名	発 行 者	書 名
国 語	国 語	光村図書	国語
	書 写	光村図書	書写
社 会	社 会	東京書籍	新編 新しい社会
	地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	算 数	大日本図書	新版 たのしい算数
理 科	理 科	東京書籍	新編 新しい理科
生 活	生 活	東京書籍	新編 新しい生活
音 楽	音 楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	図画工作	日本文教出版	図画工作
家 庭	家 庭	開隆堂	小学校 わたしたちの家庭科
保 健	保 健	東京書籍	新編 新しい保健

平成29年度使用中学校用教科用図書 岐阜地区採択案

■中学校

教科	種目名	発 行 者	書 名
国 語	国 語	光村図書	国語 1 2 3
	書 写	東京書籍	新しい書写1年用 2・3年用
社 会	地 理	東京書籍	新しい 地理
	歴 史	東京書籍	新しい 歴史
	公 民	東京書籍	新しい 公民
	地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	数 学	大日本図書	数学の世界 1年 2年 3年
理 科	理 科	東京書籍	新しい科学 1年 2年 3年
音 楽	一 般	教育芸術社	中学生の音楽 1 2・3上下
	器 楽	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	美 術	日本文教出版	美術 1 2・3上下
保健体育	保健体育	学研教育みらい	中学保健体育
技 術 ・ 家 庭	技 術	東京書籍	新しい技術・家庭 技術分野
	家 庭	東京書籍	新しい技術・家庭 家庭分野
外国語	英 語	三省堂	NEW CROWN ENGLISH SERIES 1 2 3

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

第2条 本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 羽島市教育委員会
- (2) 各務原市教育委員会
- (3) 山県市教育委員会
- (4) 瑞穂市教育委員会
- (5) 本巣市教育委員会
- (6) 羽島郡二町教育委員会
- (7) 北方町教育委員会

(目的)

第3条 本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第4条 関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

(委員)

第5条 本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる関係市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、教育長又は教育委員は必ず含むものとする。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長又は教育委員
 - (2) 関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員
 - (3) 採択地区内の小・中学校の校長及び教員
 - (4) 採択地区内の学識経験者及び保護者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。
 - 3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。
 - 4 採択替えがない年度については、第1項(1)に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

(会長等)

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

(会務)

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

(招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。

(会議)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究員)

第12条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員とな

ることができない。

- 4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

(出席要求)

- 第13条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費)

- 第14条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

(その他)

- 第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかかって定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。

平成29年度使用小・中学校(特別支援学校の小・中学部を含む)用教科用図書の採択基準

1 採択に係る基本方針

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、県教育委員会が採択権者に対して行う以下の指導、助言又は援助を踏まえ、各採択権者がその権限と責任により、いかなる疑惑の目も向けられないことのないよう、公正性・透明性の確保を徹底し、綿密な調査研究を踏まえた上で適切に行う。

2 採択に当たり踏まえるべきこと

- (1) 小学校及び中学校(特別支援学校の小学部・中学部を含む)用教科用図書の採択について
 - ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により毎年度採択すること。
 - ・小学校及び中学校(特別支援学校の小学部、中学部を含む)用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、平成27年度と同一の教科用図書を採択すること。
 - ・同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合その他義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条で定める場合においては、この限りではないこと。
 - ・国立及び私立の義務教育諸学校において使用する教科用図書についても、上記事項に基づき採択すること。
- (2) 平成29年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
 - ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の示すところに基づき、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切であり、児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性等に応じた図書を採択すること。なお、その際においては毎年度異なる図書を採択することができること。
 - ・調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料[特別支援学校(小学部・中学部)及び小・中学校特別支援学級用]」を十分活用すること。

3 採択に係る基本的な考え方

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条により、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。その際、採択地区協議会の設置に当たっては、採択権者の権限と責任により、設置要項、運営方針等を策定し、適切な手続きにより進めること。
- (2) 同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合等、新たに採択替えが必要な場合は、県教育委員会により作成、配布される「調査研究資料」を参考資料の一つにするなどして、十分な調査研究を行うこと。
- (3) 教科用図書を採択する際には、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、それらを活用して思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことができるよう、教育指導の方針と重点及び児童生徒の実態等を踏まえ、諸種の角度から総合的に比較研究して特徴を明らかにするなど、十分な調査研究を行うこと。
- (4) 研究員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上

位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、当該評定に拘束力があるかのような取扱いをしないこと。

- (5) 過大な宣伝行為や外部からの働きかけ等に惑わされることなく、審議や調査等について厳正な態度をもち、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を図ること。また、円滑な採択事務に支障をきたすような事態や採択の公正確保に関し問題が生じた場合には、各採択権者が関係機関と連携を図りながら毅然とした対応をとり、静ひつな採択環境を確保すること。なお、採択地区協議会等の運営及び協議に当たっては、下記の4(3)に示した内容に十分留意すること。
- (6) 教科書の採択に関する情報について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条により、採択権者は採択結果・理由等の積極的な公表に努めること。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第9項により、教育委員会会議の議事録の作成及び公表に努め、開かれた採択をより一層推進し、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすこと。

4 共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項

共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議については、次に示すことに留意すること。また、単独採択地区における選定委員会等においても、市町村の条例、教育委員会規則等に基づいて設置・運営するとともに、次に示す内容を参考に、公平性・透明性の高い仕組みを構築すること。

(1) 設置

- ・最初の会の招集者は各地区市町村教育委員会教育長会長とすること。
- ・各地区は、採択地区協議会を設置完了し次第、速やかに下記事項について県教育委員会に報告すること。
 - ① 採択地区協議会規約、設置・運営方針及び採択方針
 - ② 協議会について
 - ア 名称、目的、組織、構成
 - イ 委員の選出、委嘱の方法など
 - ウ 委員の名簿
 - エ その他

(2) 運営及び協議

- ① 採択地区内では、8月5日(金)までに種目ごとに同一の教科書を採択することについての協議を終えること。
- ② 市町村教育委員会は、採択地区協議会最終日の翌日から8月12日(金)までの期間中に採択を決議し、採択地区協議会にその旨を報告すること。
- ③ 採択地区協議会は、地区内の市町村教育委員会の採択決議が全て終了することにより、地区採択が完了したものとすること。
- ④ 市町村教育委員会は、各学校への採択結果の通知を、各地区採択完了以後とすること。
- ⑤ 保護者等の幅広い視点から教科書についての意見が聞けるよう、採択地区協議会の委員の構成等を工夫改善すること。
- ⑥ 協議の調わない場合に備え、再協議が可能な採択日程を設定するとともに、再協議の手続きを明らかにし、各教育委員会の意見を踏まえ協議を尽くした上で決するなど、最終的な合意形成の方法をあらかじめ定めること。
- ⑦ 採択地区の設定、採択地区協議会の運営、調査研究や審議の在り方、採決までの流れ、静ひつな採択環境と開かれた採択等について協議し、次回の採択替えに向けて採択の改善を図ること。

- ⑧ 教科書の採択に関して保護者や地域住民に説明責任を果たすという観点から、採択地区協議会における選定資料や議事録等の公表に努めること。

(3) 公正性・透明性確保の徹底

① 採択地区協議会委員及び研究員等の選任について

- ・教科書採択に直接の利害を有する者や、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすること。
- ・研究員等の選任に当たっては、利害関係者でないことを文部科学省から送付された著作編修関係者名簿で確認するとともに、教科書発行者との関係について自己申告を求める等、特定の教科書発行者と関係を有する者でないことを確認すること。

② 教科書見本の取扱いについて

- ・文部科学省によって定められた教科書見本の種類・部数の上限を超える各教育委員会への送付、又は教育委員会関係者若しくは教育等の学校関係者その他教科書採択に関与する者に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

③ 過大な宣伝行為等への対処について

- ・教科書発行者に対する文部科学省の指導や一般社団法人教科書協会が定める予定の「教科書発行者行動規範」を十分に踏まえ、それらに違反する行為について、教科書発行者に対して求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者から申出があった場合にもその申出を明確に断るよう留意すること。
- ・過大な宣伝行為その他外部からの不当な働きかけ等により円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら毅然とした対応を取り、適切な措置を講ずるとともに、速やかに県教育委員会に報告すること。

④ その他

- ・平成28年度においては、小学校用の教科書（特別の教科 道徳）の検定の申請が平成28年5月10日から27日にかけて行われ、その後検定される運びとなるため、教員等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

(4) その他

- ・採択地区協議会は、地方自治法第252条の2に規定する協議会としては短期間であるため、手続き等を省略して事実上の協議による協議会とする。

NPO 法人キッズスクエア瑞穂の小規模保育事業（まめっこ保育園）について

- (1) 施設名 まめっこ保育園
- (2) 運営主体 特定非営利活動法人キッズスクエア瑞穂
- (3) 事業類型 小規模保育園B型
 (小規模保育事業とは、新制度による市町村の認可により、0～2歳児の少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行うもの。
 B型は職員における保育士の数が2分の1以上であるもの。)
- (4) 定員等 定員12人（10か月～2歳児）予定
- (5) 実施場所 瑞穂市本田1175番地
 一戸建て民家（賃貸）の1階部分を改修し、保育室とする。



- (6) 補助事業
- ・待機児童解消に向けた民間活用事業として、保育のための内装改修及び屋外遊技場の整備工事への補助を行う。
 - ・事業費（改修工事費等）のうち、3分の2を国、12分の1を市が補助（公費で4分の3）し、残りの4分の1が事業者負担となる。
 - ・瑞穂市は待機児童が発生していることから、その解消のため国補助率の高い事業を採択。

国 (2/3)	市 (1/12)	事業者 (1/4)	合計
7,333,000円	917,000円	2,750,000円	11,000,000円

- (7) スケジュール
- ・H28.5月 事前協議（関係課に協議決裁）
 - ・H28.7月 事業者から市へ補助金申請、決定通知
 - ・H28.7月 工事着工
 - ・H29.3月 工事完了予定
 - ・H29.4月 保育事業開始

〇まめっこ保育園（小規模保育所）

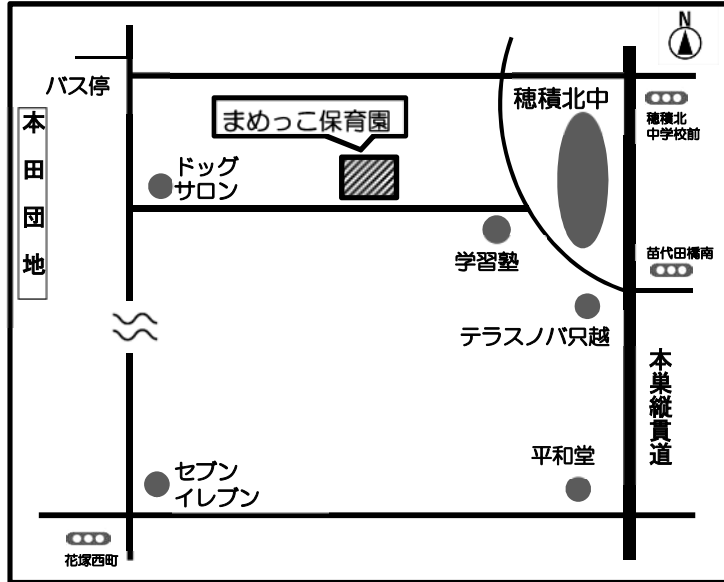
本田エリアに、平成 29 年 4 月 1 日にオープンする小規模保育所(B 型)※ です。

瑞穂市で子育て支援の活動を 15 年以上続けてきた NPO 法人キッズスクエア瑞穂が運営します。
瑞穂市内で初めての小規模保育所となります。

民家をリフォームした、まるでもうひとつのおうちのような場所で、少人数の、ゆったりとした温かい保育を行います。

※小規模保育所は、職員数が保育所の配置基準+1 名。職員の資格は、A 型は全員が保育士、B 型は 1/2 以上が保育士で、保育士以外は規定の研修を受けた子育て支援員です。

- (1) 保育の願い
 - ・家庭のようなぬくもりの中で、子どもが安心して生活できるところです。
 - ・子ども一人ひとりの個性や気持ちを大切に、その子の育つかに寄り添います。
 - ・子ども・保護者・保育者が互いに尊重し合い、学び、育つところです。
- (2) 保育年齢 10 ヶ月から 2 才
- (3) 定 員 12 人
- (4) 特別保育サービス 延長保育 障がい児保育
- (5) 保育時間 平日 7:30~19:00 土曜日 7:30~12:00
- (6) 保育料等 保育料の額は公立保育所と同一です。
直接「まめっこ保育園」へ納めていただきます。



【まめっこ保育園 瑞穂市本田 1175 番地】

2002 年に NPO 法人として認証され、子育て支援や、子どもの体験活動を行っています。

【主な事業、活動等】

- ◆ファミリー・サポート・センター事業 (瑞穂市・本巣市 2008 年~)
- ◆中学生の保育体験授業 (瑞穂市内 3 中学 2005 年~)
- ◆子どもの預かりに関する事業
- ◆食物アレルギー児の親の会
- ◆発達障がい児の親の会
- ◆親子体験講座 …など

NPO 法人 キッズスクエア 瑞穂	TEL/FAX 058-326-2236 (平日9時~17時)	もっとみんなで  もっくん みいちゃん
	kids.sq@dream.com http://kidssq.org/ 〒501-0204 岐阜県瑞穂市馬場春雨町1-49	